

平成17年3月18日

各  
都道府県知事  
指定都市市長  
殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

「児童福祉法施行令の一部を改正する政令」の施行について

児童福祉司は、児童相談所長が定める担当区域により、職務を行うこととされており、その担当区域を定める基準として、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第2条において、保護を要する児童の数、交通事情等を考慮し、人口おおむね10万から13万までを標準として定めるものとされていたところである。

しかしながら、近年、児童相談所に寄せられる相談件数は急増し、また、その内容も複雑かつ深刻なものとなっている中で、子どもの生命の安全と心身のケアに万全を期すよう、迅速かつ的確な対応が求められているところである。

また、児童福祉法の一部を改正する法律案の審議の際には、衆議院厚生労働委員会において「児童福祉司等専門職員の資質の向上と配置基準の見直し等を行うなど児童相談所及び市町村の体制の拡充を図ること」、参議院厚生労働委員会において「児童福祉司等専門職員の資質の向上を図るとともに、その配置基準を見直す等、児童相談所の体制の拡充に努めること」との附帯決議が、それぞれ附されたところである。

このような状況にかんがみ、今般、児童福祉法施行令の一部を改正し、児童福祉司の担当区域を定める基準を、人口おおむね5万から8万までを標準として定めることとし、平成17年4月1日から施行することとしたところである。

なお、今回の改正は、当該基準に従った配置を強制するものではなく、各地方公共団体による自主的な定員管理を阻害するものではない。また、相談処理件数や、関係機関等との連携状況等を踏まえ、各地方公共団体の判断によって、この基準を上回る配置を行うことはもちろん、これを下回る配置を行うことも可能である。

いずれにしても、深刻な児童虐待が増加する中、これに迅速かつ的確に対応するため、関係機関及び民間団体の連携の強化その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めることは国及び地方公共団体の責務であり、今回の政令改正の趣旨も踏まえつつ、適切な対応をお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

○ 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）（抄）

（平成十七年四月施行分）  
（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>第二条 法第十三条第一項の規定により置かれる児童福祉司（以下「児童福祉司」という。）の担当区域は、法による保護を要する児童の数、交通事情等を考慮し、人口おおむね五万から八万までを標準として定めるものとする。</p>	<p>第二条 法第十三条第一項の規定により置かれる児童福祉司（以下「児童福祉司」という。）の担当区域は、法による保護を要する児童の数、交通事情等を考慮し、人口おおむね十萬から十三万までを標準として定めるものとする。</p>